

実地指導対策と自立支援型 ケアマネジメントについて

～ケアマネジャーの実務の不安を一緒に解消しましょう～

株式会社 シャカリハ

Social Re-Habilitation Design.inc (S.R.H.D.)

代表取締役 三浦 浩史

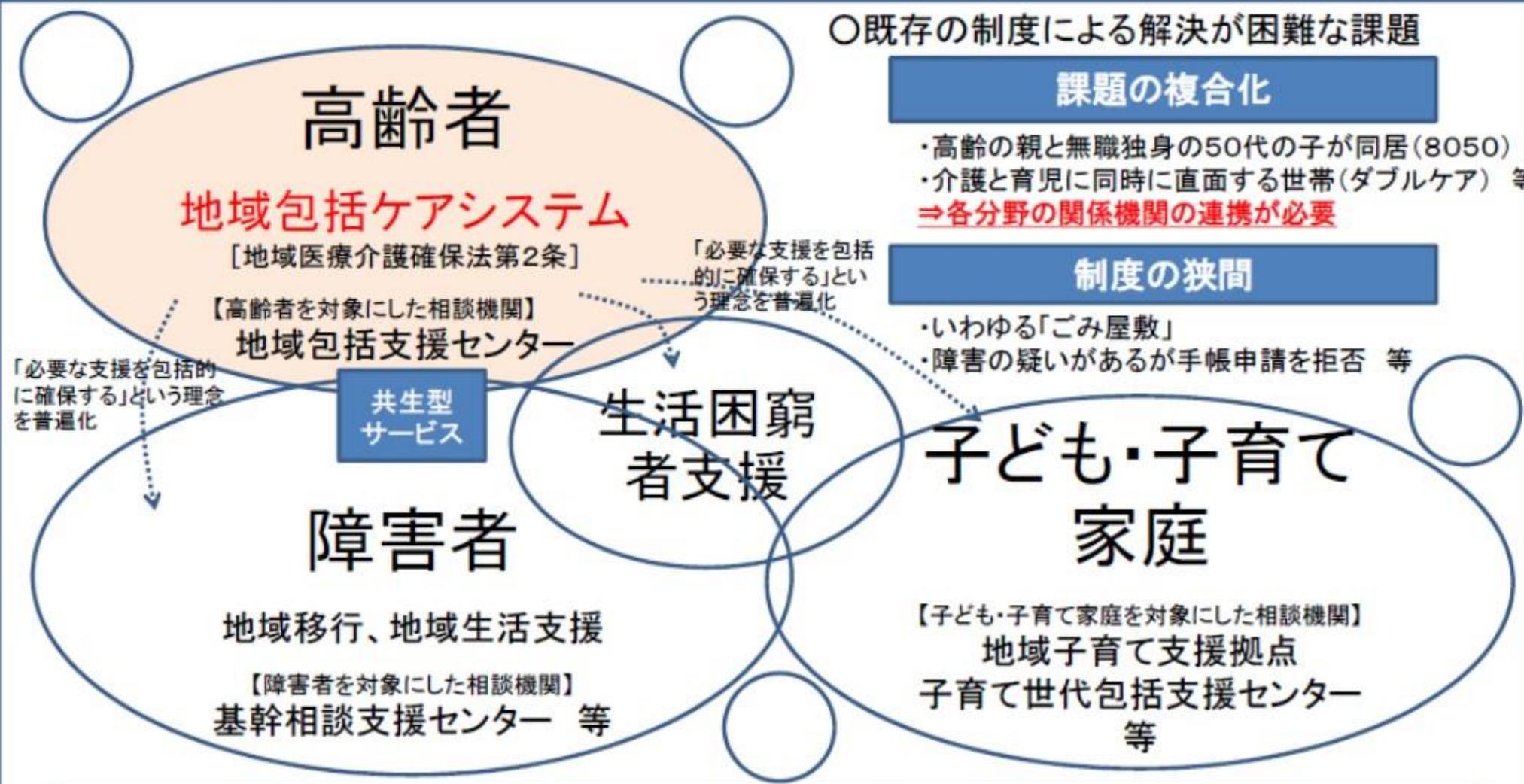
syakariha@gmail.com



スケジュール

日付	項目
平成31年4月1日	新元号発表(予定)、特定事業所加算(Ⅳ)開始
2019年5月1日	新元号開始(予定)
	システム変更
	帳票の表記変更
	社内外の書類変更
2019年8月1日	負担割合証・負担限度額認定証等の更新
2019年10月1日	消費税10%へ(予定)
	区分支給限度額変更(予定)
	介護報酬変更(予定)
	障害福祉サービス変更(予定)
	居室料・食費の変更(予定)
	負担限度額認定の基準額・減額が変更(予定)
	居住系サービス(有料等)の一時金・家賃・管理費等の変更
	福祉用具貸与・購入費の変更
	処遇改善加算の新加算開始(予定)
地域支援事業(介護・障がい等)はどうか?	

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

2018年度 3法改正のポイント

- ▶ **予防**（介護・疾患・生活困窮等）
- ▶ **自立支援・重度化防止**
 - ①生活機能向上 ②リハビリテーション
 - ③障がい者の在宅復帰・就労定着
- ▶ **人材不足への対応**（介護ロボットなど）
- ▶ **連携**（医療・介護・障害・子供・生活困窮など）
- ▶ **看取り支援**
- ▶ **子ども支援**
- ▶ **規制緩和**（混合介護解禁）

介護保険法

- ▶ 第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管

理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療

サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

大阪市の場合

自立支援型ケアマネジメントの推進

課題
要介護・要支援
認定率の高さ

大阪市の要介護・要支援認定率は24.1%（平成29年3月）であり、全国平均18.0%（同）と比べて、6.1ポイントも高くなっている。特に要支援認定率が9.0%と全国平均の5.0%と比べて4.0ポイント高く、要介護認定率の差（2.1ポイント）の2倍近くになっている。



介護保険法の改正

◎自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進
 全市町村が保険者機能を発揮し、**自立支援・重度化防止**に向けて取り組むことが求められる。（市町村業務）
 要介護状態の維持・改善度合い・地域ケア会議の開催状況等による実績評価⇒財政的インセンティブ付与

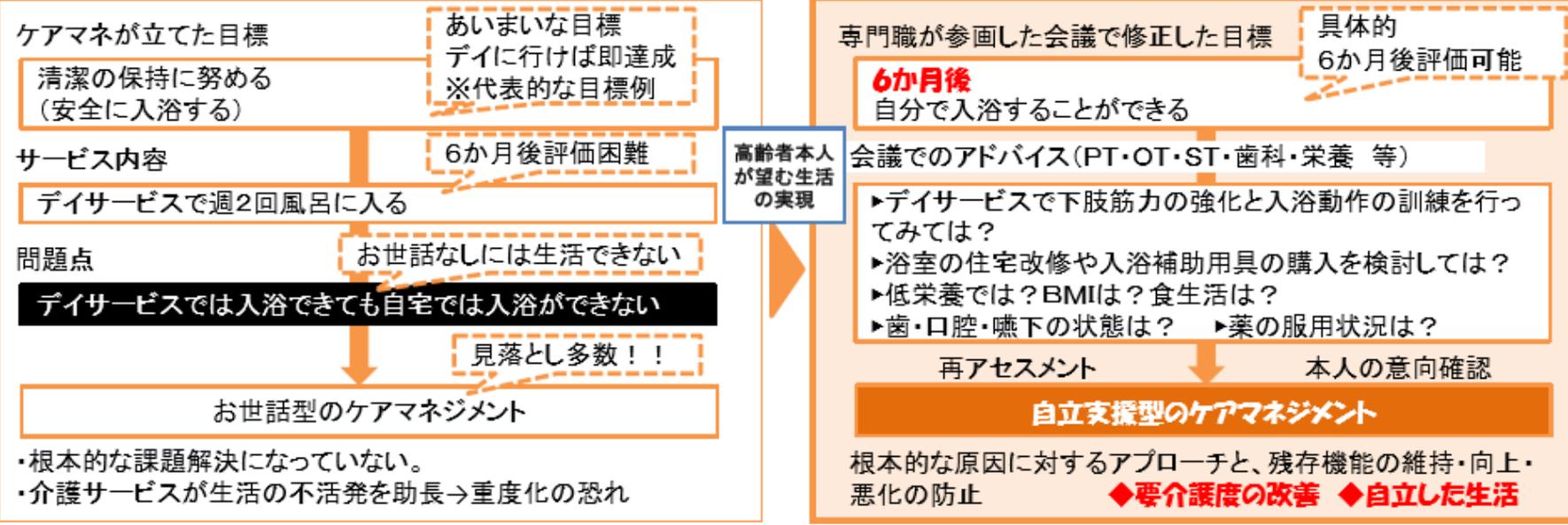
大阪市の課題にマッチ

1 自立支援型ケアマネジメントとは

具体的事例

大分県作成資料を改変

利用者の状態 : 生活の不活発により下肢機能の低下が顕著（要支援2）
 利用者の課題 : 入浴ができない（入浴できるようになる余地あり）
 認定期間 : 6か月



運営基準の確認

1. ケアマネジメント上、判断に悩むことが発生
2. 知っている人~~に聞く。地域包括~~に聞く
3. 介護保険法、政令、省令、告示、通知を調べ、正しく理解する
4. 市町村の通知、指導を確認
5. 知っている人に聞く。地域包括に聞く
6. ここまで調べても判断できないことは、「**保険者判断**」となるため、保険者に相談